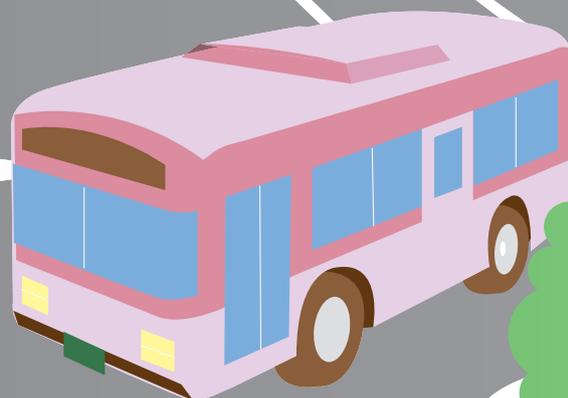


運転記録証明書 の活用効果

事故・違反 **ゼロ** をめざして
職場で取り組む **安全運転**



SDワンダくん



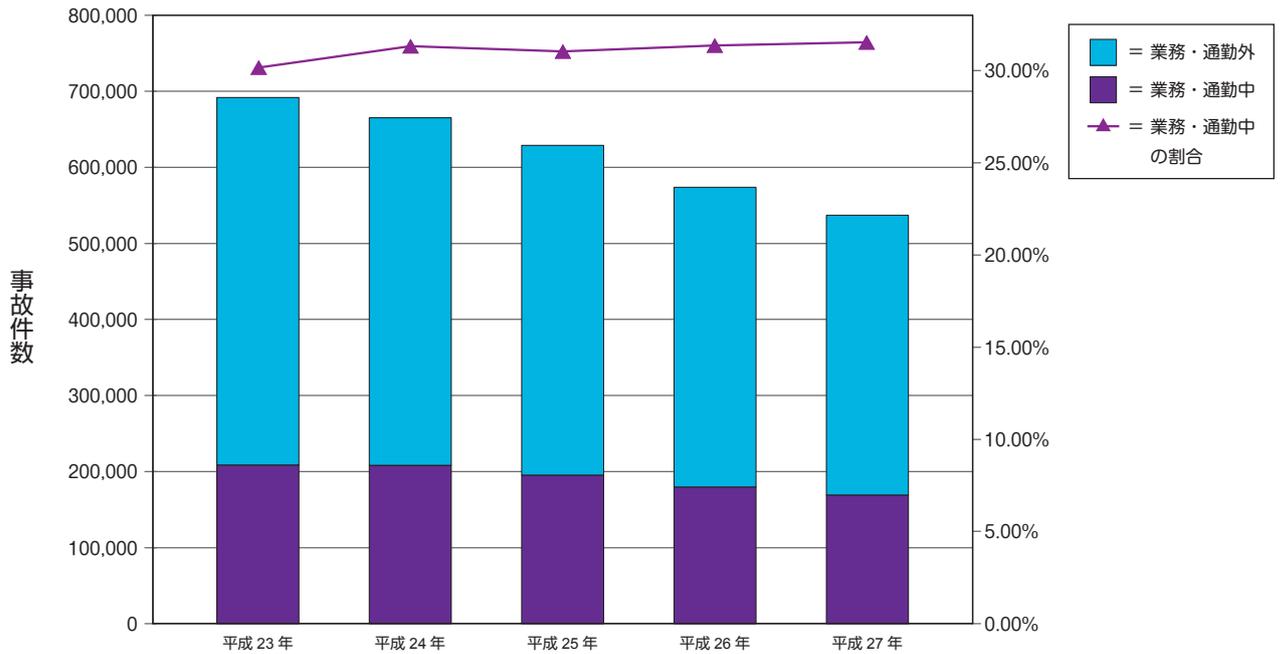
安全運転をつくろう。
自動車安全運転センター

<http://www.jsdc.or.jp>

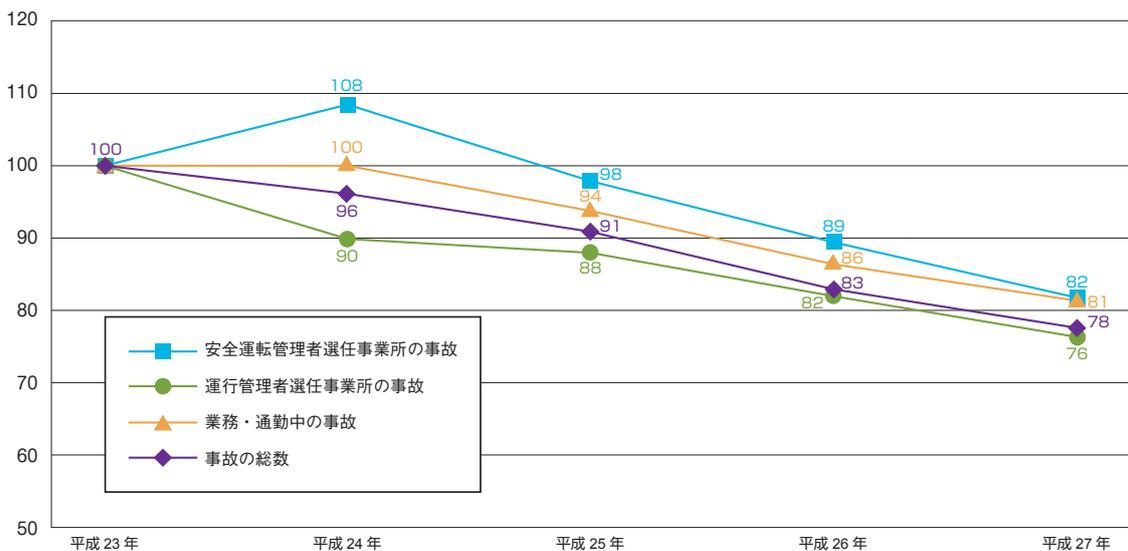
1 安全運転管理の重要性

○ 業務事故件数の推移

平成27年における業務・通勤中の事故は、全事故約54万件中の約17万件で全体の31%を占めています。事故件数は減少傾向ですが、業務・通勤中の事故の割合は、増加傾向にあります。



平成23年を100とする指数で見ますと、平成27年は事故の総数では78、業務・通勤中の事故が81です。運行管理者選任事業所は76と減少し、安全運転管理者選任事業所も82と減少しています。



事故件数の推移 (全事故: 指数: 平成23年=100)

出典「警察庁統計」資料より作成。(注) データは、事故当事者が原付以上の車両による人身交通事故



2 安全運転管理は「運転記録証明書」から

1 申請の方法

- 本人が申請する場合は、警察署又は交番に備え付けてある申込用紙に必要事項を記入の上、最寄りのゆうちょ銀行・郵便局で通常払込みにより申し込むか、各地のセンター事務所に直接申し込んでください。
- 事業所等が一括して証明書を申請する場合は、申請書のほかに、申請者本人（従業員）が代理人に申請、受領等を委任することを記載し、押印した書面が必要となります。（申請書及び委任状の用紙は、各センター事務所に用意してあります。）
- 証明書の交付手数料は、1 通につき **630 円**です。
 なお、ゆうちょ銀行・郵便局による通常払込みの申し込みには、別途払込料金が必要です。

2 証明書の内容

102-0084 東京都千代田区二番町3番地 安全 太郎 様		整理番号 60001-1	現時点での ・行政処分の前歴回数 ・累積点数		
運転記録証明書					
申請者	氏名 安全 太郎	生年月日 昭和 36 年 4 月 11 日生	交通事故の場合 ・年月日 ・内容（事故の種別と原因） ・点数		
	免許証番号 301234567890				
証明事項	行政処分の前歴	1 回	累積点数	3 点	運転免許の行政処分があった場合 ・年月日（処分がなされた日） ・内容
	年月日	平成 26 年 9 月 10 日	内容	点数	
			安全運転義務違反(軽傷事故)	8 点	
			停止 30日(短縮 29日)	**	
			信号無視(赤色等)	2 点	
		平成 27 年 4 月 11 日	速度超過(15以上20未満)指定	1 点	交通違反の場合 ・年月日（違反を起こした日） ・内容 ・点数（違反に伴う点数）
		以下余白			
備考					過去 5 年間 過去 3 年間 過去 1 年間 の 3 種類があります。
平成 28 年 4 月 1 日 現在の過去 3 年間の記録は、上記のとおりであることを証明します。		平成 28 年 4 月 1 日			
		自動車安全運転センター 〇〇〇 事務所 長			

事故・違反を繰り返す者への指導の強化が可能になります。
（大事故に至る前に効果的な指導をすることが肝要です）

運転記録証明書の見方

運転記録証明書の「証明事項」に記載されている違反や事故等の見方について、上の例に基づいて説明します。

(1)平成 26 年 9 月 10 日に「安全運転義務違反」により交通事故（軽傷事故）を起こしています。
 この事故により、「安全運転義務違反」の点数 2 点と軽傷事故による事故点数 6 点が加算されて合計 8 点となり、30 日の免許停止処分を受けています。ただし、処分者講習を受講したことにより、処分が 29 日短縮されて、実際には 1 日だけの処分となっています。
 *この時点で、免許停止の処分期間を無違反で経過したので、それ以前の点数は以後の点数には合算されませんから、累積点数は 0 点ということになります。ただし、行政処分の前歴は 1 回となります。

(2)次に平成 27 年 4 月 11 日に「信号無視（赤色等）」をしています。この違反の点数は 2 点です。
 *この時点で累積点数は 2 点、前歴は 1 回となります。

(3)最後に平成 28 年 3 月 1 日に「速度超過（15 以上 20 未満）」をしています。
 これは時速 15 キロ以上時速 20 キロ未満のスピード違反のことです。例えば、制限速度が時速 50 キロの道路であれば、時速 65 キロ以上時速 70 キロ未満で走行した場合に「速度超過（15 以上 20 未満）」の違反となります。この違反の点数は 1 点です。
 *運転記録証明書を交付しました平成 28 年 4 月 1 日現在における行政処分の前歴は 1 回、累積点数は「信号無視」の 2 点と「速度超過」の 1 点の合算した 3 点となっています。

3 運転記録証明書に基づく分析資料の提供

運転記録証明書の内容を分析した資料を提供しております。以下に分析資料の作成例(抜粋)を示します。

〔診断結果〕 社 名：〇〇運送(株)
 調査対象日 / 平成〇〇年〇〇月〇〇日
 対象期間 証明日から過去3年

◎集計結果

●統計(1)

自動車安全運転センター
〇〇〇事務所

I 統括

申請事業所名	調査日	平成〇年〇月〇日
〇〇運送(株)	対象期間	証明日から過去3年間

○調査人数の年齢別人数

調査人員	317	40~49歳	60	
年齢別	20歳未満	0	50~59歳	24
	20~29歳	39	60~64歳	4
	30~39歳	190	65歳以上	0

1 SDカードの取得

年数	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23
件数	63	31	26	15	13	5	11	5	5	4	4	1	4	2	2	2	0	1	2	1	1	1	1

年数	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41以上	取得者計	非該当 一年未満	違反者	合計
件数	2	2	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	207	3	107	317

2 交通事故

項目	人身			物損	合計
	死亡	重傷	軽傷		
件数	0	0	17	0	17

4 行政処分

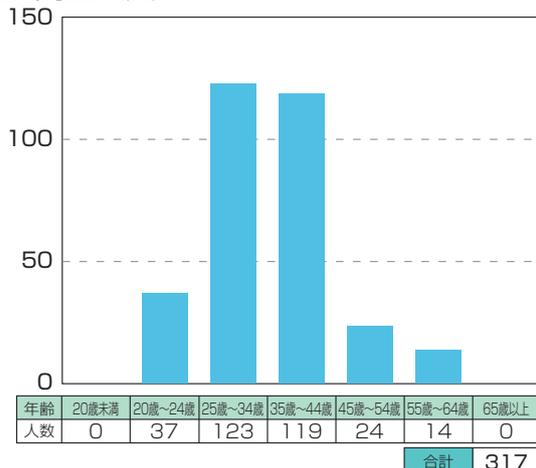
項目	免許の停止					合計
	30日	60日	90日	120日	121日以上	
件数	0	0	0	0	0	0

3 交通違反

項目	飲酒等	速度超過		信号無視	通行禁止	追越通行	一時停止	歩行妨害	駐車違反	積載超過	シートベルト	*****	*****	*****	*****	*****	その他	合計
		30K以上	30K未満															
件数	0	52	100	19	30	3	18	2	68	0	34						61	387

◎分析したグラフの抜粋

●調査人員



●SDカードの年別交付件数

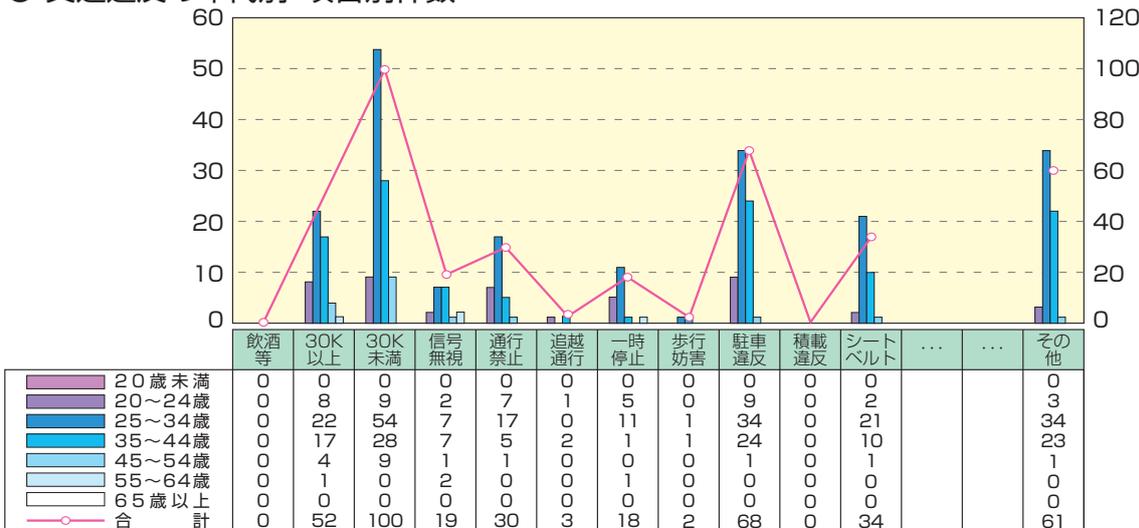
継続年数・グリーン	1年						
取得人員	63						
継続年数・ブロンズ	2年	3年	小計				
取得人員	31	26	57				
継続年数・シルバー	4年	5年	6年	7年	8年	9年	小計
取得人員	15	13	5	11	5	5	54
継続年数・ゴールド	10年	11年	12年	13年	14年		
取得人員	4	4	1	4	2		
	15年	16年	17年	18年	19年	小計	
	2	2	0	1	2	22	
継続年数・スーパーゴールド	20年	21年	22年	23年	24年		
取得人員	1	1	1	1	2		
	25年	26年	27年	28年	29年		
	2	1	1	1	0		
	30年	31年	32年	33年	34年	35年	
	0	0	0	0	0	0	
	36年	37年	38年	39年	40年	41年以上	小計
	0	0	0	0	0	0	11

取得者	非該当
207	1年未満 違反者
合計	3 107

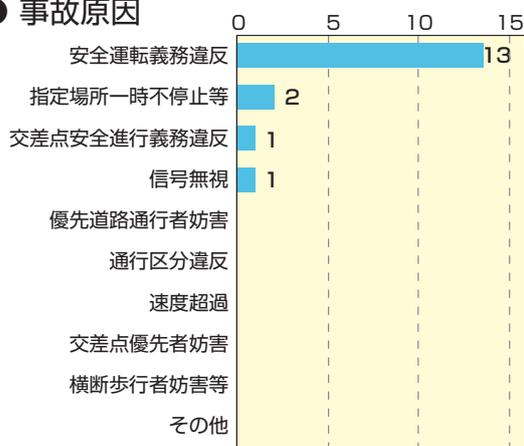
※一年未満は免許取得後、一年未満の無事故無違反の方です。



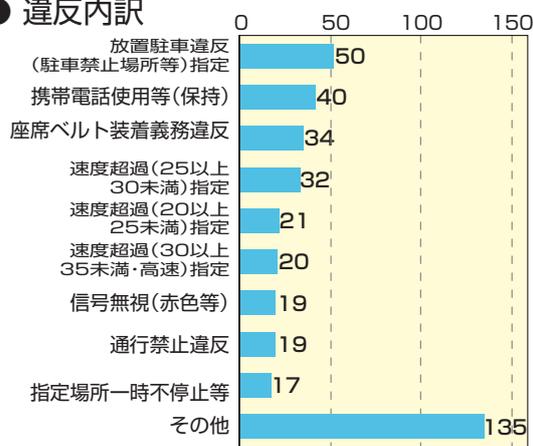
● 交通違反の年代別・項目別件数



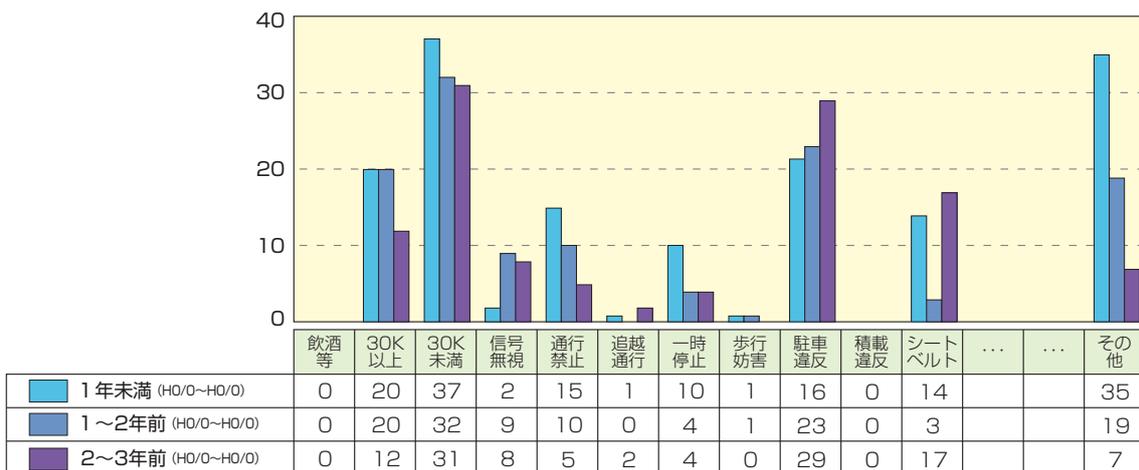
● 事故原因



● 違反内訳

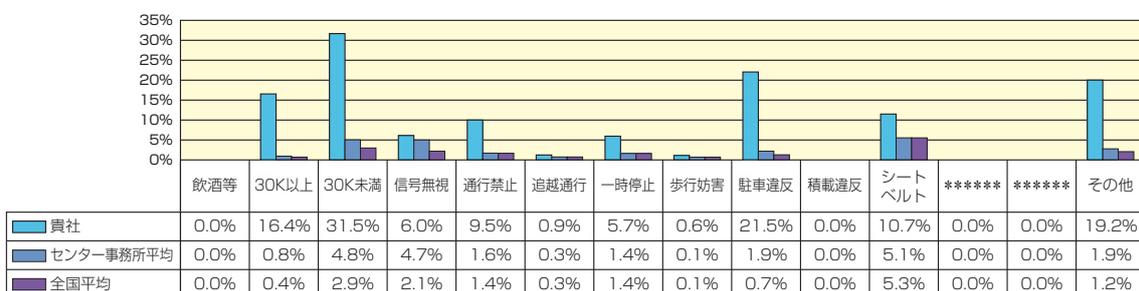


● 交通違反年別状況推移



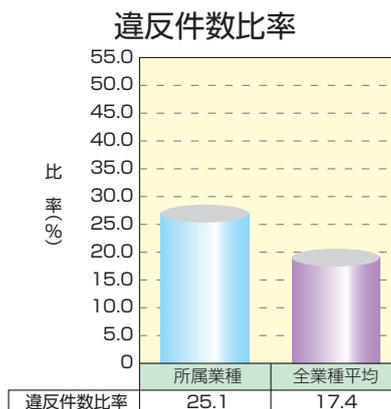
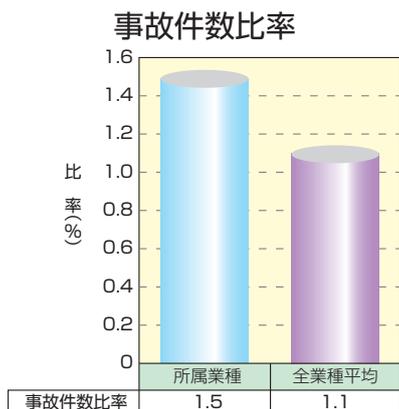
※ 過去3年間の交通違反の推移を示す。

● 違反件数比率

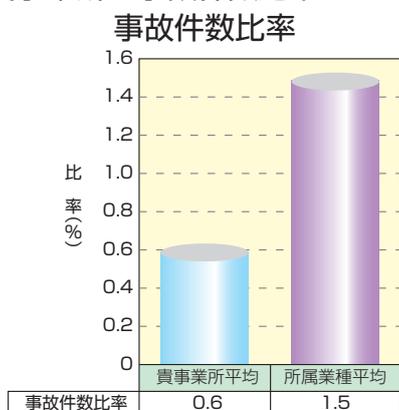


● 事故・違反の特徴(例 業種: 運送事業(貨物))

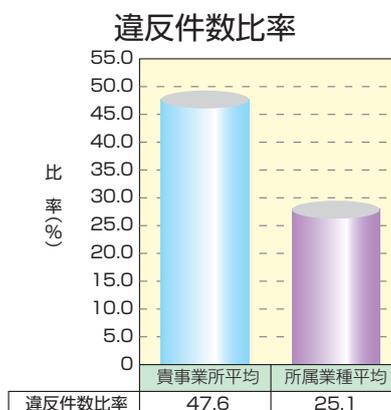
(1) 貴事業所所属業種の特徴



(2) 貴事業所の事故件数比率



(3) 貴事業所の違反件数比率



◎その他、交通事故・違反の特徴を資料化したものも提供することができます。

4 交通事故・違反の履歴を統計的に診断することで・・・

交通事故・違反がどのような状況でどういった頻度で発生しているのかなどが明らかになります。

交通事故・違反が発生する原因を突き止めることができます。

原因に応じた、**有効な対策**を立てることが可能になります！

- 運転記録証明書を活用することで、組織のウィークポイントの発見と科学的な対策、安全運転者への激励など、管理者の業務が充実したものとなります。
- 職場における交通安全の風土作りに寄与します。



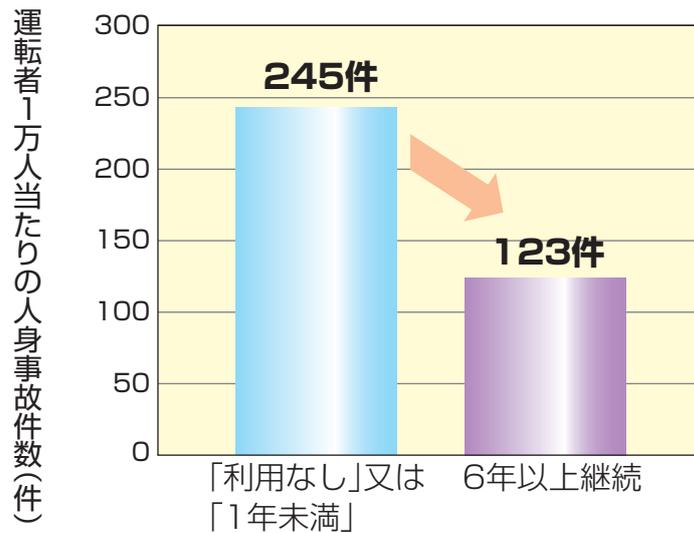
3 運転記録証明書の活用効果

1 交通事故の防止効果

継続的な活用がより高い効果を生み出します！

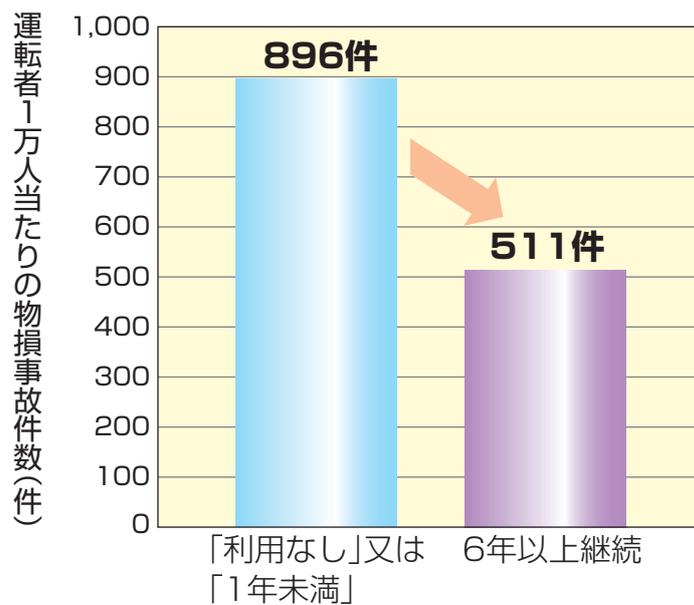
多くの現場で、安全運転管理に運転記録証明書を継続活用することにより、事故が減少。

人身事故防止効果



○ 6年以上の活用で、人身事故は50%、物損事故は40%減少。保険料、経費削減、イメージアップに威力発揮。

物損事故防止効果



安全運転管理を行う上で、経歴証明書の活用を継続すると、「安全運転意識の向上」、「事故・違反の抑止効果」に活かされ、企業内だけでなく社会にも多大な貢献をしていることが報告されています。

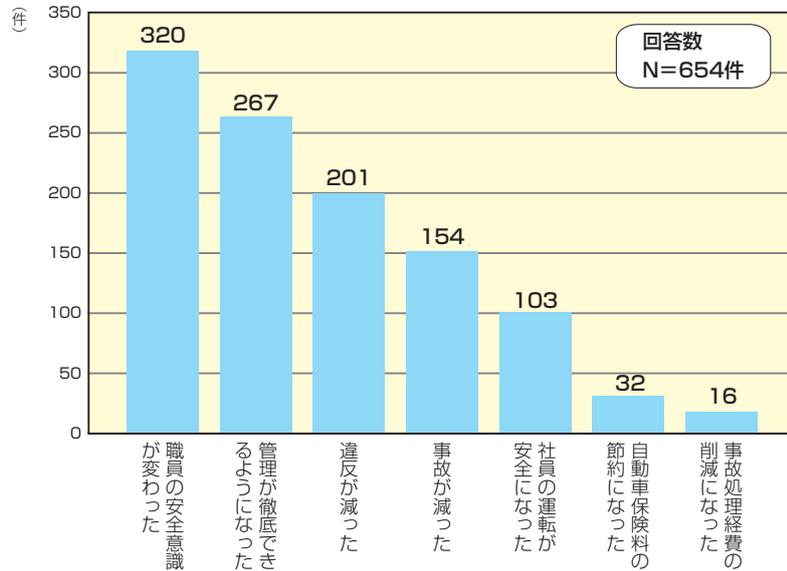
※本項の数値データは、コンサルタント会社による2013年度調査結果

2 具体的な効果

社員の安全意識が向上し、交通事故・違反も減少します！

診断の効果として多くの企業が、安全運転意識の向上と事故・違反の減少、保険料の節約、事故処理経費の削減など様々な効果を認めています。

？
運転記録証明書を利用して、どのような効果があったと思いますか？



活用事業所の声

- 運転記録証明書を活用するようになって、運転者の意識も変わり、事故・違反件数が減少傾向にある。
- 運転記録証明書を活用するようになって、事故・違反の把握ができるようになった。
- 社員からの事故・違反の報告漏れがなくなった。

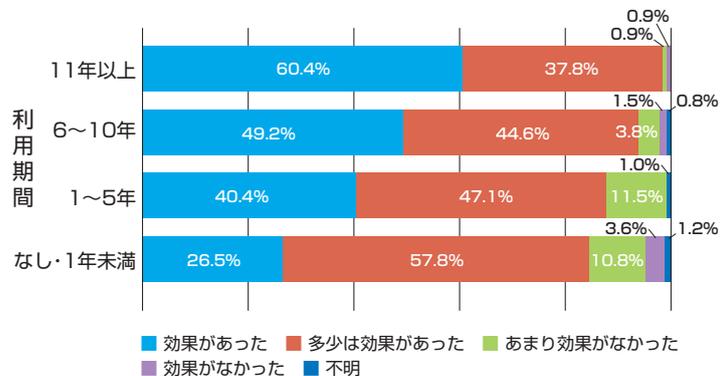
※数値データは、コンサルタント会社による2013年度調査結果

3 有用性

利用期間が長いほど効果の有用性を認めています！

「運転記録証明書を利用して貴事業所の安全運転に効果があったと思われませんか」という質問に対し、ほとんどの企業が効果ありと回答しています。また、利用期間が長いほど効果ありの割合が高くなっています。

？
運転記録証明書を利用して貴事業所の安全運転に効果があったと思われませんか？



利用者の声

- 経歴証明書の活用を続けていることで事故や違反も減っていて満足している。時間帯や曜日別の項目は注視しており、通勤中なのか、仕事中心なのかを確認している。
- 自社での集計の手間も省けるメリットもあり、今後も引き続き取得を行っていきたい。

※数値データは、コンサルタント会社による2013年度調査結果

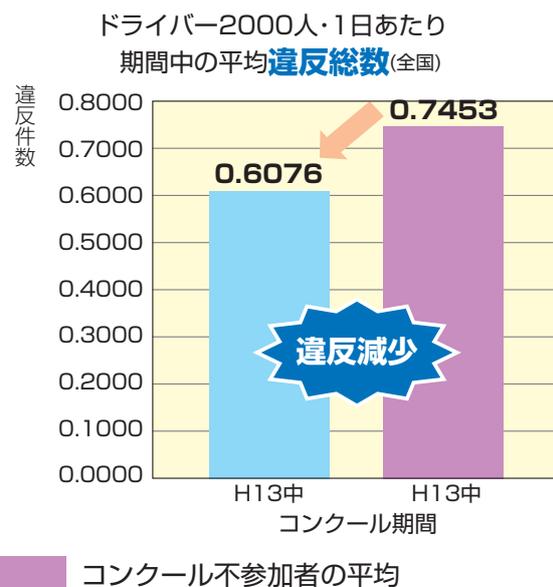
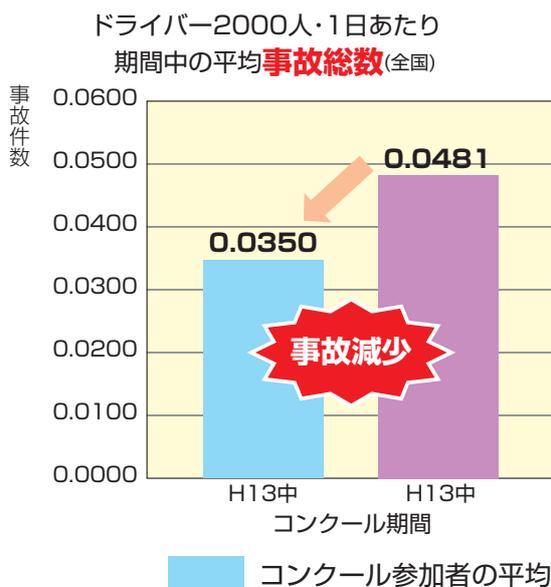


4 その他

ア 交通安全コンクールへの参加

- ① 全国各地で様々な企画をもとに実施されている「交通安全コンクール」への参加
- ② コンクール期間中の無事故・無違反を目指し、チームメンバー（個人）が安全運転を実施
- ③ コンクール期間終了後、期間中の実績を「運転記録証明書」として参加者に発行・交付

交通事故・交通違反の防止に効果あり!



企業の担当者の声

- 「無事故で走ろう」を合言葉に、職場で仲間意識を高めることができました。
- 以前と比べて安全運転意識がより強くなり、さまざまな場面で防衛運転や予防運転を実践することができるようになりました。



優秀安全運転事業所の表彰

職場の安全運転意識や企業イメージを高めることができます！

- ▶ 運転記録証明書を活用し、職場ぐるみで安全運転、交通事故防止に努め、運転記録証明書の分析結果において一定の成果を上げた事業所を表彰する「優秀安全運転事業所表彰制度」があり、成果により銅賞、銀賞、金賞、プラチナ賞のランクに分けて表彰しています。（詳しくは、各センター事務所にお問い合わせください。）



受賞事業所管理者の声

- プラチナ賞を目指し、会社一丸となって無事故・無違反に取り組んできたので大変喜んでいる。早速、朝礼等で従業員に報告し、今後も賞に恥じないよう安全運転管理に努めていきたい。
- 名誉ある賞を受賞できたことを従業員一同感謝している。運送のプロとして今回の受賞を励みに、今後なお一層、交通安全に取り組みたい。
- 受賞でき大変うれしい。今後も運転記録証明書を活用した安全管理を徹底していきたい。



企業の優良運転者表彰に活用

企業の優良運転者を表彰することで、安全運転意識を高めることができます！

- ▶ 無事故・無違反表彰＝賞揚による安全運転意識の向上
- ▶ 社内セクト別による団体表彰＝管理責任・連帯責任による交通事故防止の意欲増進

企業の担当者の声

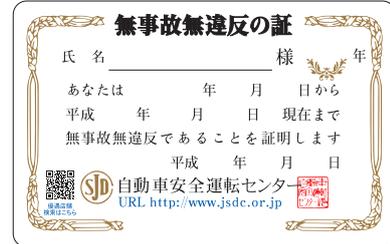
- ほとんどの従業員が表彰をめざしてがんばっています。その結果、安全運転に関心を持つようになり、違反者の減少にもつながっています。
- 3年以上無事故・無違反の者を対象に表彰を実施しています。一度でも違反があると、またやり直しになるので、みんな真剣です。
- 年に1回、定期的に事故・違反等の記録が明らかになるので、仕事だけでなくプライベートでも安全運転を実践しているようです。



SD(SAFE DRIVER)カード

SDカードは安全運転のあかし!!

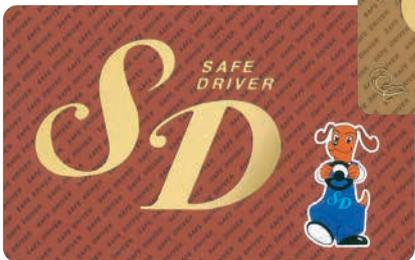
- ◇『無事故・無違反証明書』『運転記録証明書』の申請者で、1年以上事故・違反等の記録がない方には、安全運転者であることを表すSDカードをお渡ししています。
- ◇SDカードは無事故無違反の年数により色分けされています。



SDゴールドカード
(10~19年)



SDシルバーカード
(4~9年)



SDスーパーゴールド
カード
(20年以上)



SDグリーンカード
(1年)

SDブロンズカード
(2~3年)

SDカード取得者に対する優遇制度

SDカードをお持ちの方には、ガソリン代・食事代・宿泊代などの割引やマイカーローンの金利を優遇するお店が増えています。SDカード優遇店については、最寄りのセンター事務所へお問い合わせになるか、ホームページをご覧ください。



自動車安全運転センター
携帯電話用ウェブサイト
[http://www.jsdc.or.jp/
k/yyuuguu/index.php](http://www.jsdc.or.jp/k/yyuuguu/index.php)



自動車安全運転センターホームページ
<http://www.jsdc.or.jp>

お問合せ先 自動車安全運転センター

ホームページアドレス <http://www.jsdc.or.jp>

北海道		
北海道事務所	〒060-0002	札幌市中央区北2条西7-1-1(北海道警察本部庁舎1F) 011(219)6615
旭川方面事務所	〒070-0036	旭川市6条通10-2231-1(北海道警察旭川方面旭川中央警察署内) 0166(23)7299
釧路方面事務所	〒085-0018	釧路市黒金町10-5-1(北海道警察釧路方面本部内) 0154(25)7171
北見方面事務所	〒090-8511	北見市青葉町6-1(北海道警察北見方面本部内) 0157(23)1705
函館方面事務所	〒040-0001	函館市五稜郭町16-1(北海道警察函館方面本部分庁舎内) 0138(55)7500
東北		
青森県事務所	〒038-0031	青森市大字三内字丸山198-4(青森県警察本部運転免許センター内) 017(782)5074
岩手県事務所	〒020-0045	盛岡市盛岡駅西通1-7-1(いわて県民情報交流センター2階) 019(653)1871
宮城県事務所	〒981-3117	仙台市泉区市名坂字高倉65(宮城県警察本部運転免許センター内) 022(373)7171・7172
秋田県事務所	〒010-1607	秋田市新屋南浜町12-1(秋田県警察本部運転免許センター内) 018(863)8811
山形県事務所	〒994-0068	天童市大字高嶺1300(山形県総合交通安全センター内) 023(655)3456
福島県事務所	〒960-2261	福島市町庭坂字大原1-1(福島県警察本部運転免許センター内) 024(591)4111
関東		
東京都事務所	〒140-8682	品川区東大井1-12-5(鮫洲運転免許試験場内) 03(5781)3660
茨城県事務所	〒311-3116	東茨城郡茨城町大字長岡3783-3(茨城県警察本部運転免許センター内) 029(293)8822・8823
栃木県事務所	〒322-0017	鹿沼市下石川681(栃木県警察本部運転免許センター内) 0289(76)1411・1412
群馬県事務所	〒371-0846	前橋市元総社町80-4(群馬県総合交通センター内) 027(253)1102
埼玉県事務所	〒365-0028	鴻巣市鴻巣405-4(埼玉県警察本部運転免許センター内) 048(541)2411・2413
千葉県事務所	〒261-0025	千葉市美浜区浜田2-1(千葉県警察本部運転免許センター内) 043(276)3040・3080
神奈川県事務所	〒241-0815	横浜市旭区中尾2-3-1(神奈川県警察本部交通部運転免許本部内) 045(364)7000・7001
新潟県事務所	〒957-0193	北蒲原郡聖籠町東港7-1-1(新潟県警察本部運転免許センター内) 025(256)2344
山梨県事務所	〒400-0202	南アルプス市下高砂825(山梨県総合交通センター内) 055(285)2344・2345
長野県事務所	〒381-2224	長野市川中島町原704-2(長野県警察本部北信運転免許センター内) 026(292)5111
静岡県事務所	〒420-0949	静岡市葵区与一6-16-1(静岡県警察本部中部運転免許センター内) 054(252)3191・3192
中部		
富山県事務所	〒931-8562	富山市高島62-1(富山県運転教育センター4F) 076(451)1840・1841
石川県事務所	〒920-0209	金沢市東蚊爪町2-1(石川県警察本部運転免許センター内) 076(237)5900
福井県事務所	〒919-0476	坂井市春江町針原58字3(福井県警察本部運転者教育センター内) 0776(51)3980・3981
岐阜県事務所	〒500-8384	岐阜市数田南5-14-12(岐阜県シンクタンク庁舎1階) 058(274)1000
愛知県事務所	〒468-8537	名古屋市中白区平針南3丁目605番地(愛知県警察本部運転免許試験場内) 052(805)0625
三重県事務所	〒514-0821	津市垂水2566(三重県運転免許センター内・東ウイング4階) 059(223)1231
近畿		
滋賀県事務所	〒524-0104	守山市木浜町2294(滋賀県警察本部運転免許センター内) 077(585)3456
京都府事務所	〒612-8486	京都市伏見区羽束師古川町647-1(京都府警察本部自動車運転免許試験場内) 075(631)7600
大阪府事務所	〒571-0033	門真市一番町23-16(大阪府警察門真運転免許試験場内) 06(6909)5821
兵庫県事務所	〒650-0011	神戸市中央区下山手通5-4-1(兵庫県警察本部内) 078(351)7882・7886
奈良県事務所	〒634-0007	橿原市葛本町120-3(奈良県警察本部運転免許課内) 0744(23)7171
和歌山県事務所	〒640-8313	和歌山市西1-1(和歌山県警察本部交通センター内) 073(472)4433
中国		
鳥取県事務所	〒680-0841	鳥取市吉方温泉2-501-1(鳥取県運転免許センター内) 0857(50)1288
島根県事務所	〒690-0131	松江市打出町250-1(島根県警察本部運転免許センター内) 0852(36)6255・6256
岡山県事務所	〒709-2192	岡山市北区御津中山444-3(岡山県警察本部運転免許センター内) 086(724)4360
広島県事務所	〒731-5108	広島市佐伯区石内南3-1-1(広島県警察本部運転免許センター3階) 082(941)5111
山口県事務所	〒753-8504	山口市滝町1-1(山口県警察本部内) 083(924)4151
四国		
徳島県事務所	〒771-0214	板野郡松茂町満穂字満穂開拓1-1(徳島県運転免許センター内) 088(699)1100
香川県事務所	〒761-8031	高松市郷東町587-138(香川県警察本部運転免許センター内) 087(882)3399
愛媛県事務所	〒799-2661	松山市勝岡町1163-7(愛媛県警察本部運転免許センター内) 089(978)1999
高知県事務所	〒781-2120	吾川郡いの町枝川165(高知県警察本部運転免許センター内) 088(892)5221
九州		
福岡県事務所	〒812-8576	福岡市博多区東公園7-7(福岡県警察本部内) 092(641)6364
佐賀県事務所	〒840-0831	佐賀市松原1-1-16(佐賀県警察本部内) 0952(29)0335
長崎県事務所	〒850-8548	長崎市万才町4-8(長崎県警察本部内) 095(825)4591
熊本県事務所	〒869-1107	菊池郡菊陽町辛川2655(熊本県警察本部運転免許センター内) 096(233)2111
大分県事務所	〒870-0401	大分市大字松岡6687(大分県運転免許センター内) 097(524)6420
宮崎県事務所	〒880-0835	宮崎市阿波岐原町前浜4276-5(宮崎県総合自動車運転免許センター内) 0985(29)3456・3457
鹿児島県事務所	〒891-0122	鹿児島市南栄5-1-2(鹿児島県交通安全教育センター内) 099(269)7574・7575
沖縄県事務所	〒901-0225	豊見城市字豊崎3-22(沖縄県警察運転免許センター内1階) 098(840)2822

■自動車安全運転センター本部

〒102-0084 東京都千代田区二番町3(麹町スクエア6階)

Tel.03-3264-8600(代表) Fax.03-3264-8610

■安全運転中央研修所

〒312-0005 茨城県ひたちなか市新光町605-16

Tel.029-265-9555(代表) Fax.029-265-9565